第３回聖籠町教育委員会定例会　議事録

日時：令和８年３月 25 日（水）　13：15～
場所：聖籠町場３階　第３会議室
委員出席者
　近藤朗教育長、佐藤政志委員、佐久間千都委員、髙橋真弓委員、高橋恵委員
事務局出席者
　小林裕之教育未来課長、宮澤徳昭社会教育課長、宮澤孝也図書館長、
　小林和浩子ども教育課長、大野義史子ども教育課長補佐（書記）

〇近藤教育長
　これから令和８年第３回聖籠町教育委員会定例会を開催いたします。
　では、会議録署名委員の選出をお願いします。

〇小林子ども教育課長
　本日の議事録署名委員は髙橋真弓委員にお願いいたします。

〇髙橋（真）委員
　よろしくお願いします。

〇近藤教育長
　よろしくお願いいたします。それでは行政報告をいたします。
　・３月議会について
　・新年度予算について
　・３月議会一般質問について

〇近藤教育長
　以上ですが、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
　では、４番の議案の方に入ります。議案第８号聖籠町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、お願いします。

〇小林教育未来課長（概要説明）

〇近藤教育長
　今ほど説明がありましたが、いかがでしょうか。

〇佐藤委員
　はい。確認ですが、基本目標の 30 時間以内ですが、表を見ると小学校はもうすでに 30 時間以内は達成していて、中学校が 30 時間以内を達成していないという現状でいいんですよね。

〇小林教育未来課長
　はい。

〇佐藤委員
　そうすると、この 30 時間というのは４校の平均という考え方でいいのか、それとも個々の学校を考えればいいのかっていうそれだけの話なのですが。

〇小林教育未来課長
　はい。佐藤委員のご質問にお答えします。最終的には 4 校まとめて 30 時間以内にするということになりますし、そこに至るまでにやはり各校平均を求めて、そういう状況なのかを毎月確認をし、学校とともに時間外を意識しながら仕事できるようにしていきたいと思っております。以上であります。

〇佐藤委員
　これとは別に高い目標に向かって進んでいくという考え方も当然あるのでしょうけれども現状すでに達成しているのを維持するというのも当然あると思うのでそういう考え方でいいですよね。平均すれば多分 30 時間は下回っているような気もするのですけど、この４つを平均すればですね。

〇小林教育未来課長
　令和６年度のものですので、７年度についても、おそらくこれを下回ってくるだろうと推測しておりますし、維持するというような視点で取り組んでいきたいと思っています。

〇佐藤委員
　国や県も当然 30 時間という目標を設定しているので必ずしも 25 とか 20 とかそういう高い目標を設定しなくても現状の国や県が設定したものを何とか維持していこうっていう、そういう考え方でいいんですよね。

〇小林教育未来課長
　はい。

〇佐藤委員
　ありがとうございました。

〇近藤教育長
　その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
　では、議案第８号聖籠町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定については承認いただけますでしょうか。（全員承認）ありがとうございます。
　では、このことについては総合教育会議で、町長への報告と言う形で示さしていただく流れとなっていますのでよろしくお願いしたいと思います。
　続いて、議案第２号聖籠町教育振興基本計画の策定について、お願いいたします。

〇小林教育未来課長（概要説明）

〇近藤教育長
　今ほど説明がありましたが、いかがでしょうか。

〇佐藤委員
　はい、お願いします。この中に調査対象として全国学力学習状況調査結果が用いられていて、それはそれでやるわけですから、その数値があって何の問題もないんですけど、過去を見ると必ずしもそれがずっと同じ質問項目になってない場合があって、「この項目がないのでこの評価できません」というのが過去にあったような記憶があります。当然、国もその時に応じて毎年質問を少しずつ変えているような気がしますけど、そのような場合、項目がない場合はどうされるか、お考えを教えてください。

〇小林教育未来課長
　はい。佐藤委員の質問にお答えいたします。基本的にはここに設定した項目が総合計画にあるものですので、こちらの方で進めていくことになりますが、佐藤委員おっしゃったように、場合によっては項目が無くなってしまうものもあるかもしれませんけれども、その部分を考えなきゃいけないなと思っていますが、極力そういった指標を入れないように、今回検討しています。

〇佐藤委員
　国の調査項目が変わったので１つはできません、というよりは学校の方に依頼をし、回答していただいて評価するようにしたほうがいいんじゃないかなという意味です。

〇小林教育未来課長

ありがとうございます。例えば 14 ページの情報化社会を生き抜く子供の育成のところに、パソコン等の ICT 機器を毎日使用する割合ということで、全国学力学習状況調査の ICT 機器をどの程度使用したかに対して、「ほぼ毎日」と回答した児童の割合、例えばこの項目が今ありますけど、今後無くなったときに、こういった内容で改めて調査してはどうかというようなご意見だったのではないかと思いますが、積極的に検討しながら、せっかく目標に挙げているものなので、どうだったかというのを、町の状況を確認できるのではないかと思います。評価の基準が全国平均以上となっていると、全国との比較ができなくなりますが現状把握するということで検討していきたいと思います。以上です。

〇佐藤委員

はい。

〇近藤教育長

その他いかがでしょうか。では、議案第２号聖籠町教育振興基本計画の策定については、ご承認いただけますでしょうか。（全員承認）はい。ありがとうございます。これについては、学校の方にもこういうことで町が取り組みますよということでお示しをしていくこととなります。

では続いて、承認第２号専決処分の承認を求めるについて、お願いします。

〇宮澤社会教育課長（概要説明）

〇近藤教育長

今ほどの説明について何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、承認第２号専決処分の承認を求めるについては承認いただけますでしょうか。（全員承認）ありがとうございます。

続いて議案第３号職員の分限休職処分の決定について、お願いします。

〇宮澤図書館長（概要説明）

〇近藤教育長

今ほどの説明について何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第３号職員の分限休職処分の決定については承認いただきますでしょうか。（全員承認）はい。ありがとうございました。

では、議案第４号聖籠町教育委員会事務局組織の一部を改正する規則について、

お願いします。

〇小林子ども教育課長（概要説明）

〇近藤教育長
今ほどの説明について何かありますでしょうか。

〇佐藤委員
第２条で１号と２号が現行と改正の逆だったということですよね。何か逆にする意味があるんですか。

〇小林子ども教育課長
佐藤委員のご質問にお答えします。教育委員会の中で、役場組織の中全体でいうところの総務課というものがありますが、教育委員会における総務課のような立場というものが子ども教育課だというところです。

〇大野書記
補足させていただきますと、昨年度のこの時期に第３条中の子ども教育課と教育未来課を入れ替える改正を行ったところです。改正前までは教育未来課、子ども教育課の順番となっておりましたが、昨年度のこの時期に改正を行って、第３条は最初に子ども教育課、次に教育未来課となりましたが、第２条がそのままでしたので、今回改正させていただいたところです。

〇佐藤委員
別につついているわけではなくて、整合性は徐々に整えていけばいいので、精度がより高くなる上での話なんですけど、なぜこの順番だけ変わったのかなと不思議に思っただけの話です。ありがとうございました。

〇近藤教育長
教育委員会の筆頭課が子ども教育課であるというような位置づけで考えておりますのでよろしくお願いします。本来であれば、令和４年度に教育未来課ができた時点でこのようにしておけばよかったのですが、落としていたということでございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、議案第４号聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については承認いただけますでしょうか。（全員承認）はい。ありがとうございます。
続いて、議案第５号聖籠町学校給食の徴収に関する要綱等の一部を改正する告示について、お願いします。

〇小林子ども教育課長（概要説明）

〇近藤教育長
　今ほどについて何かありますでしょうか。では、議案第５号聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱等の一部を改正する告示については承認をいただけますでしょうか。（全員承認）はい。ありがとうございます。
　では、議案第６号聖籠町立学校園における医療的ケア実施要綱の制定について、お願いします。

〇小林教育未来課長（概要説明）

○近藤教育長
　はい。今ほどの説明についていかがでしょうか。

〇髙橋（真）委員
　教えてください。医療的ケアを受ける対象はどういった方なのか教えてください。

〇小林教育未来課長
　はい。髙橋委員のご質問にお答えします。「医療的ケア」、あまり聞き慣れない言葉かと思います。学校において、例えばその支援員さんが学校に行って特別な支援が必要な子供に支援をすることは、もうどの学校でも行われていることですけれども、病気が原因で支援が必要なんですけれども、その医療的な支援、例えば、たんの吸引が必要になるとか、給食を食べられないので経管栄養する際の管を入れなくてはならないとかというのは資格がないとそういうケアができないことになっています。医療的ケア児というのは、そういった医療のサポートが必要な子供ということになりますし、現在聖籠町にはこういったお子様はいないんですけれども、今後そういった状況というのは、例えば事故であるとか転入してきた子供がそうであるとかそういうことがあるので、どのように執り行うかというようなことで設定しているんですけれども、医療的ケアを受ける子どもというのは、今お話ししたような状態の子どもとなります。

〇髙橋（真）委員
　ありがとうございます。

〇近藤教育長
　その他ありますでしょうか。よろしいですか。それでは議案第６号聖籠町立学校

園における医療的ケア実施要綱の制定について承認いただけますでしょうか。
（全員承認）
では、議案第７号聖籠町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について、お願いします。

〇小林教育未来課長（概要説明）

〇近藤教育長
では、今ほどの説明についていかがでしょうか。

〇髙橋（真）委員
学校の先生が地域クラブも指導するという場合は時間外勤務にあたるんでしょうか。

〇小林教育未来課長
高橋委員のご質問にお答えします。学校の教職員が今まで部活動を１７時までやっていって、それ以降、地域展開で地域での指導になるので、その際に指導するにあたって、謝礼をもらえるようにするというのがこの兼職兼業かと思います。ご質問のように、その時間ですね、先ほど言ったように業務量管理をしなくてはいけないので、毎月どれぐらい従事したかというのを把握して、時間が規定よりも超えないように、その中で指導してくださいというようなものになります。申請者の時間外労働時間ということで、この時間を超えないようにということで、合わせた時間が月当たり 100 時間、複数の月であったら平均 80 時間を超えないようにしてくださいというようなことであります。

〇近藤教育長
最初に出た 30 時間以内というところには、これはもう兼職兼業で中学校の教員としての業務でないわけですから、そこには該当しないんですけど、合わせた活動時間が、そういう先生が、働いている時間が 100 と 80 を超えるとちょっとまずいですよと、そういうことですね。

〇近藤教育長
他にいかがでしょうか。

〇髙橋（恵）委員
質問です。クラブ活動に従事する先生方の報酬がどのくらいのもので、どこからお金が出てくるのかということを教えてください。

〇宮澤社会教育課長
　部活が終わった後に地域クラブの時間が始まります。それに出てもらった先生方については、一般の指導者と同じように１時間1,600円を町で予算付けをし、先生についても地域クラブの指導者という立場でお支払いをすることになっています。

〇近藤教育長
　あくまで試行という段階ですので、そういう対応をしていくこととしています。

〇近藤教育長
　その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
　では、議案第７号聖籠町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定については承認いただけますでしょうか。（全員承認）はい。ありがとうございました。前半はここで終了します。残りについては総合教育会議が終了後、また継続したいと思いますのでお願いします。

―――――　中断　―――――

〇近藤教育長
　それでは、再開いたします。議案第９号聖籠町社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、お願いします。

〇宮澤社会教育課長（概要説明）

〇近藤教育長
　今ほどの説明についてよろしいですか。

〇髙橋（真弓）委員
　質問ですが、単純に「蓮野地区」だけを抜いただけで、子どもの屋内遊び場というのはここには入ってこないのでしょうか。

〇小林子ども教育課長
　はい。髙橋委員の質問にお答えします。まだ正確に決まっているわけではありませんが、屋内遊び場単独の条例を制定する予定にしております。ですので、社会体育施設の条例とはまた別な屋内遊び場条例のような１つの条例ができ上がるような

イメージで考えております。

〇髙橋（真）委員
　ありがとうございます。もう１つ、「運動場」で「全面・半面」というのがあったんですけど、改正後は無くなっているのですが、理由を教えてください。

〇宮澤社会教育課長
　半面貸しを実施していないことから削除したものです。

〇髙橋（真）委員
　はい。ありがとうございます。

〇近藤教育長
　その他いかがでしょうか。はい。それでは議案第９号聖籠町社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則については、承認いただけますでしょうか。（全員承認）はい。ありがとうございました。
　では、議案第 10 号聖籠町スポーツ推進委員の委嘱について、お願いします。

〇宮澤社会教育課長（概要説明）

〇近藤教育長
　今ほどの説明についていかがでしょうか。

〇髙橋（真）委員
　新しい委員の方は何かされているとか、スポーツをされていたんでしょうか。

〇宮澤社会教育課長
　はい。町民会館の中にトレーニングルームがありますけども、定期的に体を動かしておりまして、昔は野球をやっていた方で、地域の消防団にも所属していたという方です。

〇近藤教育長
　その他いかがでしょうか。はい。では、議案第 10 号聖籠町スポーツ推進委員の委嘱については承認いただけますでしょうか。（全員承認）はい。ありがとうございます。
　続いて、議案第 11 号聖籠町生涯スポーツ推進計画の作成について。お願いします。

〇宮澤社会教育課長（概要説明）

〇近藤教育長
　では、今ほどの説明と内容のことについていかがでしょうか。

〇各委員
　各委員より文言、体裁に関する指摘

〇近藤教育長
　はい。ありがとうございます。今ご指摘いただいたところはよく確認して、またその他のところも確認していただきたいと思います。今日の資料がすべての内容とは限らないわけですね、ここに「はじめに」とかご挨拶のものが入ってきたり、後ろの方に今ほどご指摘のあった委員会の名簿とか会議の経緯とかそういうのも入ってくるでしょうし、それに合わせてもう一度確認をお願いしたいと思います。
　これは令和８年からということで、公表するのは、４月１日でなくていいんですよね。

〇宮澤社会教育課長
　そうですね。４月に入ってからになります。

〇近藤教育長
　どういたしましょう。確認して修正したものを、４月の教育委員会定例会時に、これですというものをもう一度分析していただきましょうか。

〇佐藤委員
　私は別にそこまで求めていないです。個人的には、形になったものがしっかりしてればいいだけの話なので、そこまで強くは求めません。

〇近藤教育長
　よろしいですか。はい。社会教育課の方でしっかりと確認をしていただいてですね、これって製本はするのでしょうか。

〇社会教育課長
　自前で印刷製本します。

〇佐藤委員
　前回のようにはしないのですか。

〇宮澤社会教育課長
　町として印刷業者に依頼して製本をするという方針ではなくなっておりますので。

〇佐藤委員
　厳しいですよね。前回はかなりしっかりした出来なので。

〇近藤教育長
　製本はしないにしても、見た目は大事ですのでその部分についてはお願いしたいと思います。いろいろなご指摘を受けて確認、修正をした後、完成させるということでよろしいでしょうか。その他ご指摘とかありますでしょうか。

〇髙橋（真）委員
　教えてください。「地域コーディネーター」という言葉が出てきていますが、どういう方なのでしょうか。

〇宮澤社会教育課長
　スポーツ推進委員等となります。

〇髙橋（真）委員
　ありがとうございます。

〇近藤教育長
　よろしいでしょうか。では、大本ができているわけですので、細かいところの確認を進めていただきたいと思います。確認後、正式版として今度は公表していくと言う流れになりますが、よろしくお願いいたします。
　では、次に議案第12号令和８年度聖籠町育英資金貸与者の選考について、お願いします。

〇小林子ども教育課長（概要説明）

○近藤教育長
　今ほどの説明について何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。
　では、議案第12号令和８年度聖籠町来資金対応者の選考については承認いただけますでしょうか。（全員承認）ありがとうございます。

以上で議案は終わりました。５番の定例報告に入ります。子ども教育課長お願いします。

〇小林子ども教育課長
・令和７年度就学援助認定状況について
・議会関係について
・学校給食費の収支状況について

〇近藤教育長
今ほどの説明で何かございますか。はい。ありがとうございました。
では、続いて教育未来課長お願いします。

〇小林教育未来課長
・実績等にかかわる報告事項について
・２月の勤務状況について
・教諭、三職等の異動について

○近藤教育長
今ほどの説明について、何かございますか。

〇髙橋（真弓）委員
質問ですが、聖籠中学校の不登校児童・生徒数ですが、この数字の生徒が休みがちというわけではないですよね。

〇小林教育未来課長
そういうわけではないです。注意して見ていかなきゃいけない生徒を数えると資料の数字になり、この数は減らすことをしてなくて、前に休んでいた子も継続してひょっとして休むかもしれないな、注意して見ていく生徒ですということで、そうすると報告した数字となります。

〇髙橋（真弓）委員
わかりました。ありがとうございます。

〇近藤教育長
その他いかがですか。はい。ありがとうございました。
では、続いて社会教育課長お願いします。

〇宮澤社会教育課長
・実施報告について
・実施計画について
・これからの事業・イベントについて
・令和７年度３月補正・令和８年度当初予算について

〇近藤教育長
はい。今ほどの説明について何かありますでしょうか。よろしいですか。はい。
では、続いて図書館長お願いいたします。

〇宮澤図書館長
・事業実績及び予定について
・利用状況について

〇近藤教育長
はい。今ほどの説明についていかがでしょうか。よろしいですか。はい。ありがとうございました。以上で報告を終わります。６番その他ですが、何かございますか。

〇小林子ども教育課長
次回の定例会ですが、当初４月 27 日月曜日、朝９時半からということでお知らせしていましたが、私どもの都合で大変申し訳ありませんが、４月 24 日金曜日の午後４時から開催できればというふうに考えているんですけども、皆さんご都合はいかがでしょうか。

〇近藤教育長
委員の皆さま、大丈夫そうですか。

〇各委員
問題なし。

〇小林子ども教育課長
では、次回の定例会は４月 24 日午後４時からということでお願いいたします。

〇近藤教育長
はい。では、長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして、令和８年第３回聖籠町教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり、令和８年第３回定例会の会議録に相違ないことを証明する。

令和８年３月 25 日

教育長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿